②～⑥　［略］	②～⑥　［同左］
(2)～(6)　［略］	(2)～(6)　［同左］
4－1－2　［略］	4－1－2　［同左］
4－2　［略］	4－2　［同左］
5～11　［略］	5～11　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○金融庁告示第七十九号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の二第四項及び第十七条の四第四項並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十三条第二項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）及び本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年十月三十日

金融庁長官　伊藤　豊

（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部改正）

第一条　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
（財務局長等への権限の委任の例外）		
第一条　銀行法施行令（以下「令」という。）第十七条の二第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行の欄の各項に掲げる銀行に係る同表の権限の欄の各項に定める金融庁長官の権限とする。		
項	銀　行	権　限
一	［略］ ０１銀行株式会社 三菱ＵＦＪエムット銀行株式会社 ［略］	［略］
［二～四　略］		
第五条　令第十七条の四第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者に係る同表の権限の欄に定める金融庁長官の権限とする。		
銀行代理業者		権　限
［略］ 株式会社ＳＭＢＣ信託銀行 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 三菱ＵＦＪエムット銀行株式会社 ［略］		［略］

改正前		
（財務局長等への権限の委任の例外）		
第一条　［同上］		
項	銀　行	権　限
一	［同上］ ０１銀行株式会社 ［同上］	［同上］
［二～四　同上］		
第五条　［同上］		
銀行代理業者		権　限
［同上］ 株式会社ＳＭＢＣ信託銀行 ［同上］		［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。